

生産緑地の買取り申出の手引き

生産緑地地区の指定を受けた農地等は、下記の要件のいずれかに該当した場合、市に買い取るよう申し出ることができます。

1. 指定後30年（旧法による指定の場合は10年）を経過したとき。
2. 農林漁業の主たる従事者が亡くなった場合。
3. 病気等で農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有することとなった場合。

○主たる従事者

中心となって農林漁業に従事している者で、その者が従事できなくなったために当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者をいい、世帯主に限定されるものではありません。

○主たる従事者に準ずる者（主たる従事者に含まれます）

主たる従事者が65歳未満の場合はその従事日数の8割以上、65歳以上の場合はその従事日数の7割以上従事している者。

○病気等で農林漁業に従事することを不可能にさせる故障

①両眼の失明、②精神の著しい障害、③神経系の機能の著しい障害、④胸腹部臓器の機能の著しい障害、⑤上肢又は下肢の全部又は一部の喪失、又はその機能の著しい障害、⑥両手の手指若しくは両足の足指の全部若しくは一部の喪失、又はその機能の著しい障害、⑦①から⑥までに掲げる障害に準ずる障害、⑧一年以上の期間を要する入院その他の事由により農林漁業に従事することが出来なくなる故障として市町村長が認定した者。

○その他の事由：養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所する場合や著しい高齢となり運動能力が著しく低下した場合等。

※ 農林漁業に従事することを不可能にさせる故障の認定については、医師の診断書等により適正に判断します。

※ 所有農地の一部の買取り申出も出来ませんが、残る農地等が面積要件（一団で300㎡以上）を欠くと、残る生産緑地も翌年の都市計画決定をもって削除する場合があります。なお、残る生産緑地は引き続き農後継者により従事していただくことから、先立って一部の買取り申出をした際の農業の主たる従事者の名で、再度買取り申出をすることはできません。

◇添付書類

1. 案内図
2. 公図
3. 登記簿謄本（生産緑地に指定以降に分筆されている場合は元筆分すべて）
4. 実測図（登記簿謄本により地積を確認できない場合）
5. 印鑑証明（所有者全員分）
6. 農業従事者証明（買取り申出の理由が「死亡」もしくは「故障」の場合）
7. 遺産分割協議書（買取り申出の理由が「死亡」かつ申請地相続人への所有権移転登記が未了の場合）
8. 医師の診断書（買取り申出の理由が「故障」の場合）
9. 所有権以外の権利を消滅させる旨の書面（当該生産緑地に所有権以外の権利が存する場合のみ。当該権利を有する者の署名・捺印のある書面）

買取りの申出があると

市は特別の事情がない限り時価で買い取るようになりますが、市が買い取れない場合でも東京都、住宅供給公社、都市再生機構等に買い取る希望があるか照会し、更に農林漁業従事者にも斡旋いたします。

買取りが出来ない場合

買取り申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転がされない場合は、生産緑地内における行為の制限が解除されます。

買取り申出後のフロー

